

# 日本小学生バレーボール連盟規約 (JEVA)

## 第1章 名称及び事務局

### 第1条 名称

本連盟は日本小学生バレーボール連盟といい、外国に対しては、Japan Elementary School Children 's Volleyball Association (略称 JEVA) と称する。

### 第2条 事務局

本連盟の事務局は会長の定めるところに置く。

## 第2章 目的

第3条 本連盟は、わが国における小学生バレーボール団体を統括し、小学生バレーボールの普及発展を図り、もって、小学生の心身の健全な発達に寄与し、その育成に努めることを目的とする。

## 第3章 事業

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 小学生バレーボール競技大会の開催
- (2) 小学生バレーボール教室の開催
- (3) 小学生バレーボールの指導者育成のための講習会及び研修会の開催
- (4) 小学生バレーボールの審判員養成のための講習会及び研修会の開催
- (5) 小学生バレーボールに関する競技規則及び施設用具の調査研究
- (6) その他必要な事業

## 第4章 組織

第5条 本連盟は、各都道府県小学生バレーボール連盟及び各ブロック小学生バレーボール連盟で組織する。

2 各ブロック小学生連盟の目的及び組織については別に定める。

## 第5章 役員

第6条 本連盟には、次の役員を置く。

- |               |                   |
|---------------|-------------------|
| (1) 会 長 1名    | (5) 常任理事 若干名      |
| (2) 副 会 長 若干名 | (6) 理 事 若干名       |
| (3) 理 事 長 1名  | (7) 評 議 員 各都道府県1名 |
| (4) 副理事長 若干名  | (8) 監 事 若干名       |

第7条 本連盟の役員は、その就任時満75歳未満でなければならない。ただし、会長にあってはその就任時満80歳未満でなければならない。

2 役員の内任期は2年とし再任を妨げない。ただし、同一役職の再任の上限を5期10年とする。

- 3 監事及び事務局員においても役員と同じ扱いとする。
  - 4 任期途中で就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第 8 条 会長は、役員選考委員会（以下、選考委員会）が理事会に推薦し、承認後、評議員会で承認を得る。
- 2 会長は、本連盟の業務を統括し、連盟を代表する。
  - 3 会長は、本連盟の事業活動に必要な人材を定数以内で若干名の学識経験理事を推薦することができる。
- 第 9 条 副会長は、選考委員会が理事会に推薦し、承認後、評議員会で承認を得る。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき、その職務を代表する。
- 第 10 条 理事長は、理事の中から理事会で推薦し、会長がこれを委嘱する。
- 2 理事長は、会務を処理執行する。緊急事項については、理事長が先決執行することができる。この場合は、次期常任理事会及び理事会で承認を得るものとする。
- 第 11 条 副理事長は、理事の中から理事会で推薦し、会長がこれを委嘱する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるとき、その職務を代行する。
- 第 12 条 常任理事は、理事の中から理事会で推薦し、会長がこれを委嘱する。
- 2 常任理事は常務を処理する。
- 第 13 条 理事は、ブロック選出理事及び学識経験理事とし、その総数は 25 名以内とする。
- 2 ブロック選出理事は、各ブロック 1 名とし、各ブロック小学生バレーボール連盟の推薦により、評議員会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。
  - 3 学識経験理事は、選考委員会が理事会に推薦し、承認後、評議員会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。
  - 4 理事は、理事会の構成員となる。
  - 5 理事は、評議員及び監事の兼任はできない。
- 第 14 条 監事は、選考委員会が理事会に推薦し、承認後、評議員会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。
- 2 監事は、独立した組織とし活動する。
  - 3 監事は、業務および会計を監査する。
  - 4 監事は、理事及び評議員の兼任はできない。
- 第 15 条 評議員は、本連盟に加盟する各都道府県小学生バレーボール連盟から推薦された者とし、会長がこれを委嘱する。
- 2 評議員は、評議員会の構成員となる。
  - 3 評議員は、理事（ブロック理事も含む）及び監事の兼任はできない。

## 第 6 章 会議

- 第 16 条 本連盟には、次の会議を置く。
- (1) 評議員会
  - (2) 理事会
  - (3) 常任理事会
- 第 17 条 評議員会は、本連盟の全役員をもって構成し、毎年 1 回開催する。
- 2 評議員会は、会長が招集し議長となる。

- 3 評議員会は、書面による評決ができる。
- 4 評議員会は、次の事項を審議決定する。
  - (1) 事業計画及び事業報告
  - (2) 予算及び決算
  - (3) 役員の決定
  - (4) 規約の改正
  - (5) その他重要な事項
- 5 評議員会は構成員の半数が出席し出席者の過半数で議事を可決することができる。

第18条 理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事及び理事、監事をもって構成する。

- 2 理事会は、会長が招集し議長となる。
- 3 理事会は、構成員の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数の賛成により決定する。
- 4 理事会は、書面による評決ができる。その評決結果は理事会の議決とする。
- 5 理事会は、本連盟の重要事項を審議する。理事会の議決がない議事については、評議員会に提案することはできない。
- 6 理事会は、構成員の半数が出席し出席者の過半数で議事を審議し可決することができる。

第19条 常任理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長及び常任理事をもって構成する。

- 2 常任理事会は、会長が招集し、理事長が議長となる。
- 3 常任理事会は、本連盟の基本事項を企画立案をする。
- 4 企画立案をした重要事項は、理事会に提案をして承認後、評議員会に提案し承認を得る。

## 第7章 委員会

第20条 本連盟には、次の委員会を置くことができる。

- (1) 総務委員会
- (2) 指導普及委員会
- (3) 競技委員会
- (4) 審判委員会
- (5) コンプライアンス委員会
- (6) 財務委員会
- (7) 特別委員会

- 2 委員会は、本連盟の事業を遂行するために必要な事項を分担し、常任理事会の承認を得て処理執行する。
- 3 特別委員会は、必要に応じて会長が設置する。
- 4 委員会には、次の役員を置くことができる。
  - (1) 委員長 1名
  - (2) 副委員長 若干名
  - (3) 委員 若干名
  - (4) 主事 1名

## 第8章 加盟登録

第21条 本連盟の加盟登録については、別に定める。

## 第9章 会計

第22条 本連盟の経費は、次のものをもってあてる。

- (1) 各都道府県小学生バレーボール連盟分担金
- (2) 公益財団法人日本バレーボール協会のMRS登録料(選手、指導者、役員)
- (3) 事業及び販売収益
- (4) 寄付金
- (5) 協賛金
- (6) その他

第23条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第24条 本連盟の予算は、常任理事会で編成し、理事会の承認を得なければならない。また、決算は、監事の監査を経て理事会の承認を得なければならない。

2 予算・決算は、理事会の承認後、評議員会で審議決定するものとする。

3 補正予算は、理事会で審議し承認後、評議員に報告をする。

## 第10章 規約改正

第25条 本連盟の規約は、評議員会出席者の3分の2以上の承認を得て変更することができる。

## 附則

本連盟の規約施行について必要な細則は、理事会において定める。

本連盟の規約は、昭和54年 4月 1日から施行する。

本連盟の規約は、昭和56年 4月 1日から施行する。

本連盟の規約は、昭和58年 4月 1日から施行する。

本連盟の規約は、昭和62年 4月 1日から施行する。

本連盟の規約は、平成 元年 4月 1日から施行する。

本連盟の規約は、平成 3年 4月 1日から施行する。

本連盟の規約は、平成 7年 4月 1日から施行する。

本連盟の規約は、平成11年 4月 1日から施行する。

本連盟の規約は、平成14年 4月 1日から施行する。

本連盟の規約は、平成19年 4月 1日から施行する。

本連盟の規約は、平成21年 3月21日から施行する。

本連盟の規約は、平成26年 3月21日から施行する。

本連盟の規約は、平成27年 3月19日から施行する。

本連盟の規約は、平成28年 3月21日から施行する。

本連盟の規約は、平成29年 3月20日から施行する。

本連盟の規約は、平成30年 8月 1日から施行する。

本連盟の規約は、令和 2年 4月11日から施行する。

本連盟の規約は、令和 3年 3月21日から施行する。

